

市営分銅町・末広町住宅整備事業 事業契約書(案) 新旧対照表

No	本編	頁	章	条	項	項目等	修正前 事業契約書(案)(平成30年8月3日公表)	修正後 事業契約書(案)(平成30年8月24日公表)
1	本編	18	11	51	2	事業者の債務不履行等による契約解除	-	<u>破産手続開始の決定があった場合において破産法(平成16年法律第75号)の規定により選任された破産管財人、更生手続開始の決定があった場合において会社更生法(平成14年法律第154号)の規定により選任された管財人、再生手続開始の決定があった場合において民事再生法(平成11年法律第225号)の規定により選任された再生債務者等が、本事業契約を解除した場合は、前項第8号に該当する場合とみなす。</u>
2	本編	18	11	51	3	事業者の債務不履行等による契約解除	事業者から市に対する本施設の引渡しの前に前項により本事業契約が解除された場合、事業者は、本業務に係る対価に消費税等相当額を加算した額の5%(前項第7号に該当する場合は20%)に相当する金額を違約金として支払う。	事業者から市に対する本施設の引渡しの前に第1項により本事業契約が解除された場合、事業者は、本業務に係る対価に消費税等相当額を加算した額の5%(前項第7号に該当する場合は20%)に相当する金額を違約金として支払う。
3	本編	19	11	51	5	事業者の債務不履行等による契約解除	第2項の場合において、市が本施設の出来形部分を買取らない場合、事業者は、自らの費用と責任により、本件土地を原状(更地)に回復した上で市に引き渡さなければならない。	第3項の場合において、市が本施設の出来形部分を買取らない場合、事業者は、自らの費用と責任により、本件土地を原状(更地)に回復した上で市に引き渡さなければならない。
4	本編	19	11	52	3	市の債務不履行による契約解除	前条第6項の規定は、本条の解除に準用する。	前条第7項の規定は、本条の解除に準用する。
5	本編	20	11	53	4	法令変更による契約解除	第51条第6項の規定は、本条の解除に準用する。	第51条第7項の規定は、本条の解除に準用する。
6	本編	20	11	54	4	不可抗力による契約解除	第51条第6項の規定は、本条の解除に準用する。	第51条第7項の規定は、本条の解除に準用する。
7	本編	23	13	59	3	保証	事業者は、第1項第3号に掲げる履行保証保険契約を締結する場合には、自己の費用負担により、当該履行保証保険契約の締結後速やかに、同契約に基づく保険金請求権の上に、第51条第2項に基づく違約金支払請求権を被担保債権として、市のために第一順位の質権を設定し、債務者及び第三者に対する対抗要件を具備するものとする。	事業者は、第1項第3号に掲げる履行保証保険契約を締結する場合には、自己の費用負担により、当該履行保証保険契約の締結後速やかに、同契約に基づく保険金請求権の上に、第51条第3項に基づく違約金支払請求権を被担保債権として、市のために第一順位の質権を設定し、債務者及び第三者に対する対抗要件を具備するものとする。